

## 議案第84号

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起（控訴の提起）したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月22日提出

日進市長 近藤裕貴

#### 1 第一審事件名

名古屋地方裁判所令和4年（ワ）第4603号  
損害賠償請求事件

#### 2 当事者

控訴人（第一審被告） 日進市  
代表者 日進市長 近藤裕貴

被控訴人（第一審原告） XXXXXXXXXX

#### 3 事件の概要

- (1) 亡くなった者の戸籍全部事項証明書（以下「戸籍謄本」という。）は、原則、配偶者及び直系の血族しか交付できないところ、平成31年1月9日に、これらには該当しない第三者である亡くなった者Aの妹Bによる戸籍謄本の申請があった。
- (2) この申請時に、妹Bから第一審原告に当たる亡くなった者の配偶者C及び子どもDが行方不明のため連絡がつかないこと及び相続により法務局に戸籍の提出等が必要であることの説明を受けたこと、妹Bがその死亡届を死亡日の7日後に提出していること等を考慮し、市は、妹Bに戸籍謄本を交付した。
- (3) 第三者による戸籍謄本の請求に応じ、交付したことについて、戸籍法第10条の2第1項に規定する事項を確認すべき職務上の注意義務を怠ったとして、国家賠償法第1条第1項の規定により、市に対して損害賠償等を求めて、1に記載の訴訟を提起したもの。
- (4) 1に記載の訴訟について、令和5年11月14日に判決が言い渡された。

#### 4 判決の内容

- (1) 日進市は、原告らそれぞれに対し、各3万円及びこれに対する令和3年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - (2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
  - (3) 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 5 控訴を提起する理由  
第一審の判決は、本市の主張が認められず、本市の戸籍発行業務に及ぼす影響も考慮し、上級審の判断を求めることが必要であるため
  - 6 訴訟遂行の方針  
判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。
  - 7 管轄裁判所  
名古屋高等裁判所

#### 提案理由

この案を提出するのは、令和4年(ワ)第4603号損害賠償請求事件の判決を不服として地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるからであります。